

	目	次	頁
第 8 4 号議案	埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例に係る手数料に関する条例	11
第 8 5 号議案	埼玉県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	13
第 8 6 号議案	埼玉県児童相談所設置条例の一部を改正する条例	14
第 8 7 号議案	埼玉県医師育成奨学金貸与条例の一部を改正する条例	15
第 8 8 号議案	埼玉県専用水道に係る水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例	16
第 8 9 号議案	埼玉県手数料条例の一部を改正する条例	18
第 9 0 号議案	埼玉県水道用水供給事業に係る技術上の監督を要する水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例	19

第八十四号議案

埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例に係る手数料に関する条例

例

(趣旨)

第一条 この条例は、埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例（令和六年埼玉県条例第三十四号。次条において「特定再生資源屋外保管業規制条例」という。）第二十九条の規定に基づき、手数料に関し必要な事項を定めるものとする。

(手数料の納付)

第二条 特定再生資源屋外保管業規制条例第八条第一項の許可若しくは同条第三項の許可の更新を受けようとする者又は特定再生資源屋外保管業規制条例第十二条第一項の許可を受けようとする者は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額の手数料を納付しなければならない。

一 特定再生資源屋外保管業規制条例第八条第一項の規定に基づく特定再生資源屋外保管業の許可の申請に対する審査	一件につき五万五千円
二 特定再生資源屋外保管業規制条例第八条第三項の規定に基づく特定再生資源屋外保管業の許可の更新の申請に対する審査	一件につき四万九千円
三 特定再生資源屋外保管業規制条例第十二条第一項の規定に基づく特定再生資源屋外保管業の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査	一件につき四万六千円

(手数料の減免)

第三条 知事は、災害その他の理由により手数料を納付させることが適当でないと認められるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

(手数料の還付)

第四条 既に納めた手数料は、還付しない。ただし、知事が正当な理由があると認めるときは、この限りでない。

(過料)

第五条 詐欺その他不正の行為により、手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えない）

きは、五万円とする。)以下の過料に処する。

附 則

この条例は、令和七年一月一日から施行する。

令和六年九月二十五日提出

埼玉県知事 大野元裕

提 案 理 由

埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例の制定に伴い、特定再生資源屋外保管業の許可申請等に係る手数料の額等を定めたいので、この案を提出するものである。

第八十五号議案

埼玉県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

埼玉県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年埼玉県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

第十九条に次の二項を加える。

6 救護施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、各入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。

第二十四条第一項中「更生計画」を「個別支援計画」に改め、同条第二項中「第二項」の下に「及び第六項」を加える。

第二十五条第一項中「更生計画」を「個別支援計画」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和六年九月二十五日提出

埼玉県知事 大野元裕

提 案 理 由

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供的施設の設備及び運営に関する基準の一部改正を踏まえ、救護施設及び更生施設に係る運営に関する基準を改定したいので、この案を提出するものである。

第八十六号議案

埼玉県児童相談所設置条例の一部を改正する条例

埼玉県児童相談所設置条例（平成十一年埼玉県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

第一項の表埼玉県南児童相談所の項の次に次のように加える。

埼玉県朝霞児童相談所	朝霞市	朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市
	入間郡のうち三芳町	

第一項の表埼玉県川越児童相談所の項所管区域の欄中「富士見市」及び「日高市、ふじみ野市」を削り、「入間郡」の下に「（三芳町を除く。）」を加え、同表埼玉県所沢児童相談所の項所管区域の欄中「朝霞市、志木市、和光市、新座市」を「日高市」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

令和六年九月二十五日提出

埼玉県知事 大野元裕

提 案 理 由

児童相談所の所管人口の平準化を図り、もつて児童虐待に一層迅速かつきめ細かに対応するため、新たに埼玉県朝霞児童相談所を設置し、並びに埼玉県川越児童相談所及び埼玉県所沢児童相談所の所管区域を変更したいので、この案を提出するものである。

第八十七号議案

埼玉県医師育成奨学金貸与条例の一部を改正する条例

埼玉県医師育成奨学金貸与条例（平成二十四年埼玉県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の二条を加える。

（奨学金の利息）

第四条の二 奨学金には、奨学金の貸与を受けた日の翌日から最後に貸与を受けた日までの日数（規則で定める期間を除く。）に応じ、奨学金の貸与の額に年十パーセントの割合を乗じて得た額の利息を付するものとする。ただし、規則で定める奨学金については、この限りでない。

2 前項の規定による利息の額が百円未満であるときは、これを徴収しないものとする。

第七条の見出し中「返還」を「返還等」に改め、同条中「返還」の下に「及び第四条の二に規定する利息の支払（以下「奨学金の返還等」という。）」を加える。

第八条（見出しを含む。）中「返還」を「返還等」に改める。

第九条の見出し中「返還」を「返還等」に改め、同条第一項中「当該奨学金の返還」を「奨学金の返還等」に改め、同条第二項及び第三項中「返還」を「返還等」に改める。

第十条（見出しを含む。）中「返還」を「返還等」に改める。

第十二条第一項中「返還すべき額」を「返還すべき奨学金の額」に改める。

附 則

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の埼玉県医師育成奨学金貸与条例の規定は、この条例の施行の日以後に新規の奨学金の貸与の決定を受けた者について適用し、同日前に新規の奨学金の貸与の決定を受けた者については、なお従前の例による。

令和六年九月二十五日提出

埼玉県知事 大野元裕

提 案 理 由

医師育成奨学金の貸与制度について、国の財源を活用したより安定的な制度運営を図るとともに、奨学金の貸与を受けた者が制度から離脱することを防止するため、貸与する奨学金に利息を付したいので、この案を提出するものである。

第八十八号議案

埼玉県専用水道に係る水道技術管理者の資格を定める条例（平成二十四年埼玉県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

条例

埼玉県専用水道に係る水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する
条例第四十九号

第二条第一項第一号中「次号及び第五号において同じ。」の「」において「に改め、「において衛生工学又は水道工学に関する学科目」を削り、「一年」を「一年六月」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「第九号及び第十号」を「第四号及び第五号」に、「二年六箇月」を「三年六月」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号から第八号までを削り、同項第九号中「第一号、第三号又は第四号」を「前三号」に改め、「（土木工学を除く。）」を削り、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に、「第三号に」を「第二号に」に、「を修了した者を含む」を「にあつては、修了した者」に、「第四号」を「、前号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第十号中「第一号、第三号又は第四号」を「第一号から第三号まで」に、「前号に規定する学科目及び土木工学以外の学科目」を「前各号に規定する課程以外の課程」に、「二年六箇月」を「二年六月」に、「第三号に」を「第二号に」に、「三年六箇月」を「三年六月」に、「第四号」を「、第三号」に、「四年六箇月」を「四年六月」に改め、同号を同項第五号とし、同項第十一号中「前二号に規定する学科目に相当する学科目を修得した後、」を「前各号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ」に、「者ごとの」を「最低経験」に改め、同号を同項第六号とし、同号の次に次の三号を加える。

七 技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第四条第一項に規定する第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であつて、六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

八 建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第三十四条第一項及び第二項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であつて、一年六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

九 五年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第二条第一項中第十二号を第十号とする。

第二条第二項を次のように改める。

2 一日最大給水量が一万立方メートルを超える専用水道については、前項第一号中「一年六月以上」とあるのは「三年以上」と、同項第二号中「二年六月以上」とあるのは「五年以上」と、同項第三号中「三年六月以上」とあるのは「七年以上」と、同項第四号中「二年以上」とあるのは「四年以上」と、「三年以上」とあるのは「六年以上」と、「四年以上」とあるのは「八年以上」と、同項第五号中「二年六月以上」とあるのは「五年以上」と、「三年六月以上」とあるのは「六年以上」と、「四年六月以上」とあるのは「九年以上」と、「三年六月以上」とあるのは「六年以上」と、「四年六月以上」とあるのは「五年以上」と、「三年六月以上」とあるのは「三年以上」とあるのは「一年以上」と、同項第八号中「二年六月以上」とあるのは「三年以上」と、「三年六月以上」とあるのは「五年以上」とあるのは「十年以上」とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

令和六年九月二十五日提出

埼玉県知事 大野元裕

提 案 理 由

水道法施行令等の一部改正を踏まえ、専用水道に係る水道技術管理者の資格を改正したいので、この案を提出するものである。

第八十九号議案

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例

埼玉県手数料条例(平成十二年埼玉県条例第九号)の一部を次のように改正する。

別表都市整備部の項第五号中「第十八条第四項」を「第十八条第五項」に改め、同項第六号中「第十八条第十六項」を「第十八条第二十項」に、「第十八条第二十一項」を「第十八条第三十項」に改め、同項第七号から第九号までの規定中「第十八条第十六項」を「第十八条第二十項」に改め、同項第十号から第十三号までの規定中「第十八条第十九項」を「第十八条第二十八項」に改め、同項第十四号中「第十八条第二十四項第一号若しくは第二号」を「第十八条第三十八項第一号若しくは第二号」に改める。

附 則

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和六年法律第五十三号)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

令和六年九月二十五日提出

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

提 案 理 由

建築基準法の一部改正に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものである。

埼玉県水道用水供給事業に係る技術上の監督を要する水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例

埼玉県水道用水供給事業に係る技術上の監督を要する水道の布設工事等を定める条例（平成二十四年埼玉県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「第五号」を「第七号」に、「の土木工学科」を「において土木工学科」に改め、「において衛生工学又は水道工学に関する学科目」を削り、「三年以上水道」を「三年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）」に改め、「者」の下に「（一年六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第二号中「の土木工学科又はこれ」を「において機械工学科若しくは電気工学科又はこれら」に改め、「において前号に規定する学科目以外の学科目」を削り、「三年以上水道」を「四年以上水道等」に改め、「者」の下に「（二年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第三号中「高等専門学校」の下に「（次号において「短期大学等」という。）」を加え、「次条第二号及び第三号において」を「以下」に、「水道」を「水道等」に改め、「者」の下に「（二年六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第八号中「水道」を「水道等」に改め、「者」の下に「（五年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第十一号とし、同条第七号中「水道に」を「水道等に」に改め、「もの」の下に「（六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十 建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第三十四条第一項及び第二項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であつて、三年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（一年六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第三条第六号中「第四号」を「第六号」に、「修了」を「、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得」に、「当該各号に規定する」を「それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験」に、「水道」を「水道等」に改め、「者」の下に「（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の二分の一以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第八号とし、同条第五号中「学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する」を「第一号又は第二号に規定する」に、「同法」を「、学校教育法」に、「学科目」を「課程」に、「関する課程」を「関する専攻」に、「一年以

上、「」を「二年以上、」に、「二年以上水道」を「三年以上水道等」に改め、「も
の」の下に「（第一号に規定する課程を修めて卒業した者にあっては一年以上、第
二号に規定する課程を修めて卒業した者にあっては一年六月以上水道に関する技術
上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第七号とし、
同条第四号中「中等教育学校」の下に「（次号において「高等学校等」という。）」
を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の下に「（三年六月以上水道に関す
る技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第五号
とし、同号の次に次の一号を加える。

六 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修め
て卒業した後、八年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する
者（四年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
第三条第三号の次に次の一号を加える。

四 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修め
て卒業した後、六年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する
者（三年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
第四条第一号を次のように改める。

一 前条第一号、第三号又は第五号に規定する学校において土木工学科若しくは
土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、同条第一号に規定する
学校を卒業した者にあっては三年以上、同条第三号に規定する学校を卒業した
者（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者。次号及
び第三号において同じ。）にあっては五年以上、同条第五号に規定する学校を
卒業した者にあっては七年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有
する者

第四条第二号中「又は第四号」を「又は第五号」に改め、「（土木工学を除く。）」
を削り、「に関する科目又はこれらに相当する科目」を「の課程又はこれらに
相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に
改め、「（学校教育法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。次号にお
いて同じ。）」を削り、「同条第四号」を「同条第五号」に改め、同条第三号中「又
は第四号」を「又は第五号」に、「前号」を「前二号」に、「学科目及び土木工学
以外の学科目」を「課程以外の課程」に、「同条第四号」を「同条第五号」に改め、
同条第四号中「前二号」を「前三号」に、「学科目」を「課程」に、「修得した後、」
を「、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得し
た後、それぞれ」に、「者ごとの」を「最低経験」に改め、同条中第六号を第八号
とし、第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 技術士法第四条第一項に規定する第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であつて、一年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

六 建設業法施行令第三十四条第一項及び第二項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であつて、三年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

令和六年九月二十五日提出

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

提 案 理 由

水道法施行令等の一部改正を踏まえ、水道用水供給事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を改正したいので、この案を提出するものである。